

議会基本条例 達成度評価結果

平成27年10月27日

議会運営委員会

<p>本シートは、議会基本条例の達成度を評価したシートで、各党派等で、項目ごとにA～Dの評価を行い、評価結果及び理由・意見等を集約した。</p>		<p>A:十分達成された B:概ね達成された C:今後努力を要する D:評価の該当なし</p>	
<p>三次市議会基本条例</p>		<p>評価</p>	<p>評価の理由・意見等</p>
<p>第1条</p>	<p>この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。</p>	<p>D</p>	<p>評価の該当なし。</p>
<p>第2条</p>	<p>この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨が反映されなければならない。</p>	<p>D</p>	<p>評価の該当なし。</p>
	<p>2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。</p>	<p>C</p>	<p>議会基本条例に関して、議員研修(全員)を実施していない。</p>
<p>第3条</p>	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。 (1) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会をめざすこと。</p>	<p>B</p>	<p>市民に信頼される議会となるよう努めているが、一層の努力が必要である。</p>
	<p>(2) 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。</p>	<p>B</p>	<p>議会報告会や委員会等で市民及び市内諸団体と意見交換等を行っているが、更に努力と工夫を要する。</p>
	<p>(3) 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。</p>	<p>C</p>	<p>政策立案・提言が不十分である。</p>
<p>第4条</p>	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。 (1) 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上をめざすこと。</p>	<p>B</p>	<p>更に、市民の思いを的確に把握するために、全市的な立場での議論が必要である。</p>
	<p>(2) 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。</p>	<p>C</p>	<p>自由討議が提案されているが、委員会等における議論が不足しており、今後の課題である。</p>

議会基本条例 達成度評価結果

平成27年10月27日  
議会運営委員会

三次市議会基本条例		評価	評価の理由・意見等
第4条	(3) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。	B	議員は、資質を高めるために、個人や会派等で調査・研修を行っているが、一層努力を要する。
	(4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。	C	意見書等は適宜提出しているが、議案の提出は極めて少なく、努力が必要である。
	(5) 議員は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問を一問一答方式により行うこと。	A	実施している。
第5条	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	B	議会だよりの発行や議会報告会等で周知し、情報公開に努めているが、工夫が必要である。
	2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開する。	A	実施している。
	3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	C	特別委員会(庁舎・ケーブル)では、参考人を招致した事例はあるが、広聴会制度及び専門的又は政策的識見等は、活用されていない。
	4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員と市民等との意見交換の場を設けることができる。	B	政策提案や条例提案は不十分であるため、更に、議会及び議員と市民等の意見交換の機会を増やす必要がある。
	5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。	A	実施している。
第6条	議会は、議会独自の視点から、議会だより、ケーブルテレビ、ホームページ等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。	B	一定程度は実施しているが、多くの市民に関心を持ってもらえるよう、更なる充実と工夫が必要である。
第7条	議会は、議員と市民が議会運営や市政全般にわたっての情報及び意見を交換する議会報告会等を行うものとする。	A	平成19年度から毎年実施し、会場も19会場から21会場に増やしている。

議会基本条例 達成度評価結果

平成27年10月27日  
議会運営委員会

三次市議会基本条例		評価	評価の理由・意見等
第8条	議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組みなければならない。	B	事務執行の監視及び評価が十分であるとは言えず、更なる充実に努力する必要がある。
	2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認のため質問することができる。	A	本条文により、議会基本条例で反問権を認めている。
第9条	議会は、市長等が提案する政策、施策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係する法令及び条例等 (5) 財源措置 (6) 将来負担すべき経費	B	一般質問や全員協議会及び各常任委員会、特別委員会において(1)～(6)の内容について、新規事業や重要施策等の説明が不十分であるが、問いただしている。
	2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	C	政策等の説明不足を含め、政策評価に関する審議が弱い。また、事業等執行後の政策評価を議会として審議していない。
第10条	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。	B	総括質疑を始め、予算決算常任委員会で説明を求めている。
第11条	議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。	A	実施している。
	2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間等で調整を行い合意形成に努めるものとする。	B	発議にあたって会派間で調整をしている。

議会基本条例 達成度評価結果

平成27年10月27日

議会運営委員会

三次市議会基本条例		評価	評価の理由・意見等
第12条	会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。	A	実施している。
	2 政務活動費に関しては、三次市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年三次市条例第268号）の定めるところによる。	A	実施している。
第13条	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進のための会議等を設置することができる。	A	実施している。
第14条	議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。	C	学識経験を有するの等の活用は不十分であり、今後努力が必要。
第15条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	B	議員研修の充実強化までにはいっていないため、もう少し努力が必要である。
第16条	議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	C	有効活用されておらず、議会関係の書籍も少ないため、図書の内容についても検討が必要。
第17条	議会は、議会及び議員の政策形成並びに政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るためには、事務局体制を充実し、人員を増員すべきである。</li> <li>・専門知識を有する職員の採用には至っていない。</li> </ul>
	2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。		
第18条	委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。	B	実施しているが、更なる努力が必要である。
	2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。	B	必要に応じて行われているが、政策提言その他の能動的な活動をするためには、更なる充実に努力を要する。
	3 委員会は、委員相互間の自由かつつな討議を中心として弾力的な運営に努めるものとする。	B	自由な討議は行われているが、更に充実させる必要がある。

議会基本条例 達成度評価結果

平成27年10月27日  
議会運営委員会

三次市議会基本条例		評価	評価の理由・意見等
第18条	4 特別委員会は、特に重要な市政の課題等に対応するため設置するものとする。	A	設置している。
第19条	議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、良心と責任感をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。	B	全市的な視点に立つ活動と倫理向上に努める必要がある。
第20条	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	C	条例の検証や定期的な見直しを行っていないため、今回の検証に基づく所要の措置が必要である。